

発議第1号

後期高齢者医療制度における資格証明書運用に関する決議について

後期高齢者医療制度における資格証明書運用に関する決議について別紙のとおり提出する。

平成21年2月13日提出

提出者 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 奥田 登

後期高齢者医療制度における資格証明書運用に関する決議(案)

提案理由

後期高齢者医療制度制定に伴い、75歳以上の高齢者に対しての資格証明書交付が制度化された。

従来の老人保健制度では、公費負担医療対象者と同様に、資格証明書交付は除外されていたことから、180度の方針転換になっている。

国民健康保険制度の中での資格証明書交付は「保険料収納率の向上」を主目的に導入された。

しかし、結果は資格証明書交付世帯数は増加しても、「滞納世帯数割合」は減少せず、むしろ増加している。このことは、資格証明書発行が収納率向上に役立っていないことを示している。一方、資格証明書を発行された被保険者の受診率は一般被保険者に比べ200分の1（平成17年・全国保険医団体連合会調査）となっており、同証発行は明らかに受療権を侵害している。

さらに、後期高齢者医療制度の保険料算定方式は、たとえ無所得であっても、保険料を支払わなければならない「応益割」がある。所得のない高齢者に「個人の責任で保険料を支払え」とする仕組み自体に無理がある。その上、払えない高齢者へ資格証明書を交付するならば、極めて憂慮すべき結果が予想される。

よって次のことを決議する。

- 一、京都府における後期高齢者医療制度の被保険者に対しては、原則として資格証明書を交付しないこと。
- 二、故意に保険料を支払わない者などいわゆる「悪質滞納者」への対応については、現在の「京都府後期高齢者医療協議会」を活用する等、外部委員も含めた「資格証明書交付審査会」等を設置し、資格証明書交付の判断を厳格化すること。

平成21年2月13日

京都府後期高齢者医療広域連合議会